

## ゼロカーボン北海道推進協議会「省エネルギー・新エネルギー促進部会」設置要綱

### (設置及び目的)

第1条 ゼロカーボン北海道推進協議会（以下「協議会」という。）設置要綱第3条5の規定に基づき、省エネルギーの促進及び新エネルギーの開発・導入の推進に関する事項を検討することを目的に、「省エネルギー・新エネルギー促進部会」（以下「部会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 本部会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 省エネルギー・新エネルギーの取組に関する事項
- (2) 構成団体間の連携に関する事項
- (3) 各構成団体の取組についての情報交換等に関する事項
- (4) 北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画の取組状況等に関する事項
- (5) その他、省エネルギーの促進及び新エネルギーの開発・導入の推進に関し必要な事項

### (組織)

第3条 部会の構成員は、別表に掲げる者で構成する。

- 2 部会は、協議会構成員以外の者を構成員とすることができる。
- 3 部会長は、協議会設置要綱第3条の6に基づき指名された、北海道経済部環境・エネルギー局長をもって充てる。

### (会議)

第4条 部会の会議は部会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 部会は、必要に応じ議題等に関連する構成員をもって開催することができる。

### (部会員以外の者の出席)

第5条 部会は、必要に応じて構成員以外の者に出席を求めて意見を聴くことができる。

### (部会の庶務)

第6条 部会の庶務は、北海道経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課が行う。

### (その他)

第7条 本要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

### 附則

この要綱は、令和3年8月30日から施行する。

ゼロカーボン北海道推進協議会「省エネルギー・新エネルギー促進部会 名簿」

構成団体(員)名
<経済団体> 北海道経済連合会 (一社)北海道商工会議所連合会 北海道商工会連合会
<事業者> ホクレン農業協同組合連合会 北海道森林組合連合会 北海道木材産業協同組合連合会 北海道漁業協同組合連合会 (一社)北海道建設業協会 (公社)北海道トラック協会 (一社)北海道バス協会
<市町村> 北海道市長会 北海道町村会
<道民> (一社)北海道消費者協会
<非営利組織> (特非)北海道グリーンファンド (特非) ゆうらん
<エネルギー関連事業者> 北海道電力(株) 北海道ガス(株) (株)ユーラスエナジーホールディングス
<金融機関> (株)北洋銀行 (株)北海道銀行
<学識経験者> 北海道大学大学院工学研究院 石井 一英 教授
<北海道> 北海道

○オブザーバー

北海道経済産業局 北海道運輸局 北海道開発局 北海道地方環境事務所 北海道農政事務所
--